

# 身体障害者自動車運転免許取得助成制度を廃止します

**廃止時期** 令和2年10月1日(木)

※ 教習開始までに、御利用者がお住いの区役所・支所の障害保健福祉課への事前申請が必要です。

※ 事前申請について、令和2年9月30日(水)までに申請されたものは助成の対象となりますが、令和2年10月1日(木)以降に申請されたものは助成の対象外となります。

## <参考> 障害保健福祉のしおり 42ページ

### 自動車運転免許取得費

#### 【対象者】

- ・聴覚障害 2～4級
- ・平衡機能障害 3級及び5級
- ・上肢・下肢不自由 1～6級（上肢4～6級はハンドル等改造の必要なものに限る。）
- ・体幹障害 1～3級及び5級
- ・心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう又は直腸及び小腸機能障害 1級，3級及び4級
- ・免疫・肝臓機能障害 1級～4級

#### 【内容】

身体障害のある方が自動車運転免許（第1種普通免許）を取得する際に、教習を受けるために必要な費用の一部を助成します。**必ず教習開始前**に申請してください。

身体障害のある方が運転免許を取得するには、まず、運転免許試験場で運転適正の適否について検査を受け、障害の状態・程度により、免許の条件（運転できる自動車、アクセル・ブレーキ等の装置の限定）を付されることがあります。

なお、平成14年6月1日からは、道路交通法の一部改正に伴って免許の欠格事由が廃止され、安全な運転に必要な判断能力等については、運転免許試験（適性、技能及び学科試験）で確認することになりました。お問い合わせは運転免許試験場又は受持の警察署へ

京都府警察運転免許試験場 運転適性相談窓口

〒612-8486 京都市伏見区羽束師古川町647 TEL 631-5181 (代)

内線412, 413, 414, 416

FAX 632-2694

#### 【助成内容】

教習費用の2/3（上限額10万円）

#### 【問合・申請先】（裏面に記載しています。）

区役所・支所保健福祉センター健康福祉部 障害保健福祉課

## 【問合・申請先】

お住まいの区の区役所・支所の保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課の窓口で受け付けています。

(右京区京北地域にお住まいの方は、右京区役所京北出張所)

区役所・支所・京北出張所	TEL	FAX
北区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	432-1285	451-0611
上京区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	441-5121	432-2025
左京区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	702-1131	791-9616
中京区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	812-2594	822-7151
東山区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	561-9130	531-2869
山科区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	592-3479	592-3059
下京区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	371-7217	351-9028
南区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	681-3282	691-1397
右京区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	861-1451	861-4678
右京区役所京北出張所 保健福祉第一担当	852-1815	852-1814
西京区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	381-7666	393-0867
西京区役所洛西支所保健福祉センター 障害保健福祉課	332-9275	332-8186
伏見区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	611-2392	611-1166
伏見区役所深草支所保健福祉センター 障害保健福祉課	642-3574	641-7326
伏見区役所醍醐支所保健福祉センター 障害保健福祉課	571-6372	571-2973